

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月3日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第17号

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年見附市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定は、令和8年6月1日から適用する。